

10月1日  
から

## 新たに二俣川駅周辺を 喫煙禁止地区に指定します！



横浜市では、吸い殻等の散乱防止など、まちの美化の観点に加え、喫煙による身体や財産への被害を未然に防ぐことを目的とし、特に重点的な対策が必要と考えられる人通りの多い駅周辺や繁華街を喫煙禁止地区として指定しています。

近年は受動喫煙に対する市民の皆様の関心が高まっており、指定した喫煙禁止地区内にはパーテーション型喫煙所の整備を行うなど、分煙環境の整備を行っています。

このたび市内8番目の喫煙禁止地区として「二俣川駅周辺地区」を平成30年10月1日から新たに指定することとし、本日付で告示しました。

### 1 過料適用の開始時期（指定日）

平成30年10月1日（月）

### 2 指定区域（区域図裏面）

二俣川駅周辺北口及び南口再開発エリアを中心とした約7.8ヘクタール

### 3 喫煙所

過料適用開始に向けて多くの駅利用者を知っていただけるよう、7月から北口に喫煙所をオープンする予定です。



「旭区マスコットキャラクター  
あさひくん」



喫煙禁止地区等指導員による巡回指導  
(横浜駅周辺)



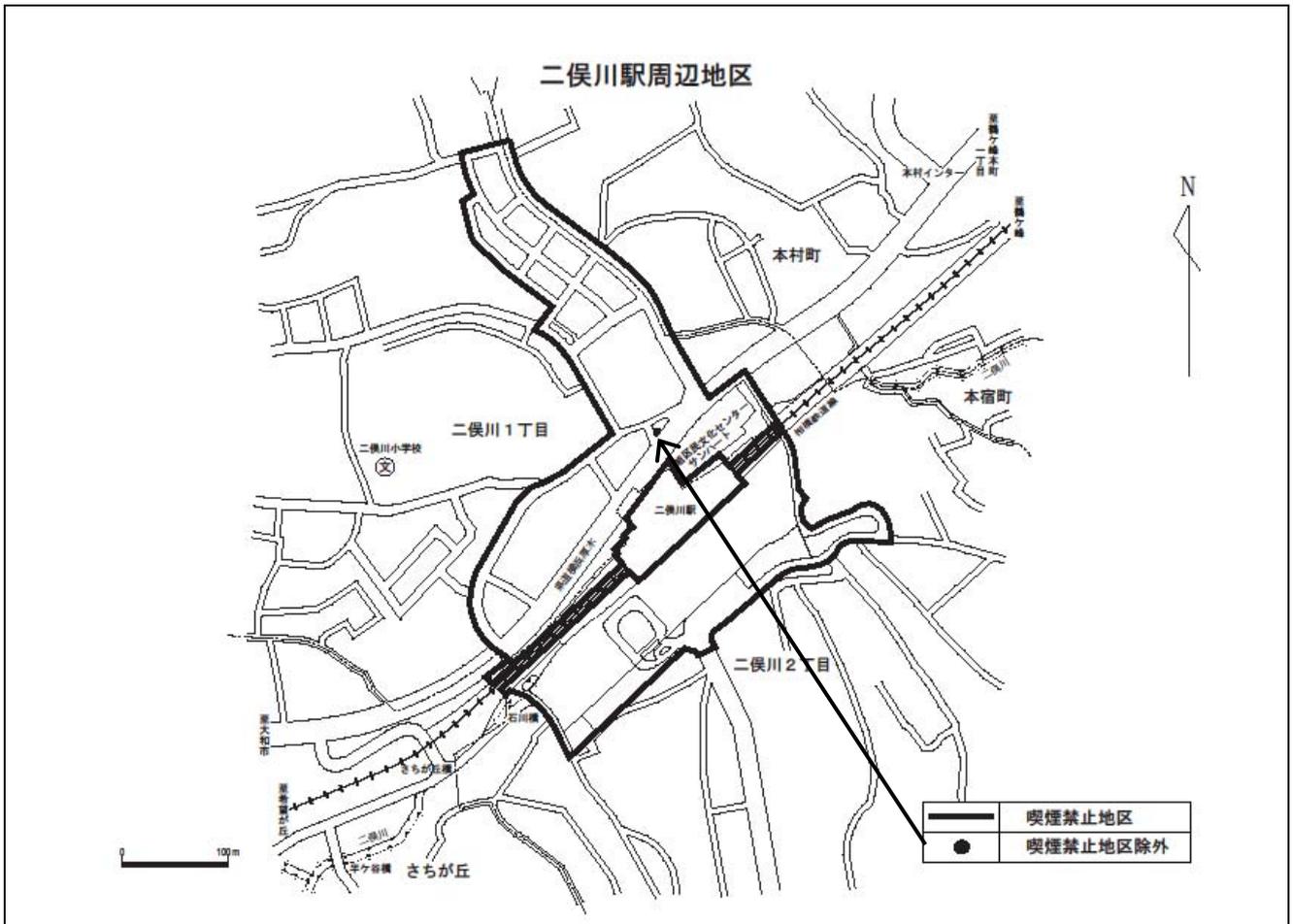
告知ポスター

**【参考】**

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例では、たばこの吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、喫煙禁止地区について規定しています。

- ・喫煙とは、たばこを吸うことのほか、火の付いたたばこを持つことも含みます。
- ・指定地区内の屋外における公共の場所において喫煙した場合、罰則として2,000円の過料を科しています。

《区域図》



※「● 喫煙禁止地区除外」とは、喫煙所の設置場所を指します。

お問合せ先			
資源循環局街の美化推進課長	柏木	利明	Tel 045-671-2536
旭区地域振興課資源化推進担当課長	白井	一夫	Tel 045-954-6096